

旧小佐野中学校解体工事に係る設計図書に関する質問回答①

No.	該当箇所	質問	回答
1	特記仕様書 (1) 図面番号 K-1	特記仕様書の「I 工事概要 7 別途工事」とは、どのような意味でしょうか？	項目のみで内容としては、「無」です。
2	特記仕様書 (1) 図面番号 K-1	木くず処分が管理型処分場で焼却となっていますが、何か特別な理由があるのでしょうか？中間処理施設への処分、再資源化では問題があるのでしょうか？	焼却分は塗料等が付着している分であり、一般の木くずは適切に処分・再資源化で考えて下さい。
3	設計書 共通仮設費(積上)明細 64、66P	アスベスト調査検体数は変更対象となりますか？	契約後、「工事請負契約書 別記第24条」に基づき協議によって定めるものとします。
4	設計書 共通仮設費(積上)明細 64、66P	アスベストが確認された場合、撤去、処分他変更対象となりますか？	契約後、「工事請負契約書 別記第24条」に基づき協議によって定めるものとします。
5	特記仕様書 (1) 図面番号 K-1	PCBの事前調査は実施済みでしょうか？また検査済の場合、報告書はありますでしょうか？	PCB含有物は、無いものとし計画しております。
6	特記仕様書 (1) 図面番号 K-1	敷地内に仮設水道を設置する場合、既存の給水管を利用させてもらえるでしょうか？	利用可能です。
7	設計書 細目別内訳 22P他	産業廃棄物、残存物の運搬処分数量の増減は変更対象となりますでしょうか？	契約後、「工事請負契約書 別記第24条」に基づき協議によって定めるものとします。
8	その他	内部残存物現地確認、また、写真等の情報提供はできますでしょうか？また、残存物の処分数量は産廃処分の数量に含まれていますでしょうか？	現場説明は行いません。写真の提供はしますが、令和3年6月の成果となり、現在の状況と多少の変化はございます。残存物の処分数量は産廃処分の数量に含まれております。なお、参考数量のため処分数量については契約後、「工事請負契約書 別記第24条」に基づき協議によって定めるものとします。
9	設計書 共通仮設費(積上)明細 64P	工損調査費は事前調査のみでしょうか？事後調査が必要になった場合は変更対象とないのでしょうか？	事前調査のみとし、事後調査が必要な場合は、「工事請負契約書 別記第24条」に基づき協議によって定めるものとします。

10	設計書 細目別内訳 22P他	地中内から予期せぬ埋設物が確認された場合の対処等ご教示願います。	協議のうえ、「工事請負契約書 別記第24条」に基づき定めるものとします。
11	その他	残置するピット内の底部穴あけの箇所数、径、ご教示願います。	φ100で4㎡に1箇所程度でお願いします。
12	その他	煙突のダイオキシン等の調査は、調査済みでしょうか？	廃棄物焼却炉でなく、ボイラー用煙突のため調査をしておりません。